

消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定について

【概要】

令和元年10月から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）及び料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物の料金の上限について、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正し、84円に改定するもの。

【資料目次】

- 1 省令案の概要
- 2 省令案・新旧対照条文
- 3 説明資料
- 4 意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方
- 5 情報通信行政・郵政行政審議会（郵政行政分科会）委員名簿

総 務 省

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による 信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

令和元年 10 月 1 日から消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）が 8 % から 10%に引き上げられることに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することが政府方針とされており（平成 25 年 8 月 1 日 物価担当官会議申合せ、一部改正 平成 30 年 12 月 27 日）、郵便料金についても政府の方針に従い、消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう対応することとする。

郵便料金は、郵便物の種別に応じ、第一種郵便物（封書）・第二種郵便物（葉書）は届出制、第三種郵便物（定期刊行物）・第四種郵便物（通信教育等）は認可制とされているが、第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物については、郵便法施行規則で定める上限料金（現行 82 円）を超えてはならないこととされている。

このため、郵便料金全体に消費税率引上げ分を円滑かつ適正に転嫁できるよう、郵便法施行規則で定める上限料金を改正する等所要の措置を講ずる必要がある。

2 改正の概要

（１）郵便法施行規則の改正

第一種郵便物のうち 25 グラム以下の定形郵便物の上限料金の額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は「82 円」と規定されている（第 23 条）。当該上限料金の額について、今般の消費税率引上げ分を適正に転嫁できるよう、「84 円」に改正する。

$82 \text{ 円（現行）} \times 110/108 \text{（消費税率引上げ分）} = 84 \text{ 円（1 円未満四捨五入）}$

（２）民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の改正

一般信書便役務のうち 25 グラム以下の信書便物の上限料金の額について、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、現行は定形郵便物の上限料金の額と同額の「82 円」と規定されている（第 23 条）ことから、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「84 円」に改正する。

3 施行期日

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分に対して改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。
改正前	(定形郵便物の料金の上限) 第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、<u>八十二円</u>とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 日本郵便株式会社は、施行日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則第二十三条の規定の例により、郵便法第六十七条第一項に規定する郵便に関する料金（実施期日が施行日以後であるものに限る。）を定め又は変更し、同項の規定による届出をすることができる。

○総務省令第 号

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第十六条第二項第二号の規定に基づき、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額) 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十四円</u>とする。
改正前	(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額) 第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、<u>八十二円</u>とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 一般信書便事業者は、施行日前においても、この省令による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律第十六条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金（実施予定日が施行日以後であるものに限る。）を定め又は変更し、同項の規定による届出をすることができる。

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案

説明資料

消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について(平成25年8月1日 物価担当官会議申合せ 一部改正 平成30年12月27日)

1. 消費税率の引上げに伴い、公共料金等の改定申請がなされる場合には、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する。その際には、公共料金等が物価及び国民生活に大きな影響を及ぼすことに鑑み、厳正に取り扱う。
2. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁と併せて、税負担以外の費用の変化等による公共料金等の改定申請がなされる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。その際には、公共料金等の特性に応じ、可能な場合には、事業全体又は料金体系全体として、税負担の転嫁に係る改定分と、それ以外の要因による改定分とを区別して公表する等、利用者等の十分な理解が得られるように努める。
3. 端数処理は、合理的かつ明確な方法により行う。また、事業全体又は料金体系全体で消費税率引上げに伴う税負担の適正な転嫁を行うことを前提として、個別の公共料金等の改定率に差を設けようとするときは、利用者負担の公平及び原価主義の観点から、合理的な限度を超えない範囲で調整する。
4. 消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、消費税率引上げの適用日以降に行うことを基本とするが、消費税率引上げによる各事業分野における需要変動の平準化を図るために必要と認められる場合には、合理的な範囲内において、これを前倒しして行うことも妨げない。
5. 消費税率引上げに伴う税負担の転嫁のための公共料金等の改定申請に係る手続については、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

郵便料金の改定手続・適合条件

2

種別	届出・認可の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書)	届出制	・25g以下の定形郵便物の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※)を超えないものであること ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要。今般「82円」から「84円」に改正。 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受及び配達を行う郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第二種郵便物 (葉書)		・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること	・配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受及び配達を行う郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種郵便物 (通信教育等)			

※一般信書便役務のうち、25g以下で定形郵便物と同等の大きさ及び形状の信書便物については、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則において、定形郵便物の上限料金の額と同額の「82円」と規定されているところ、上記の定形郵便物の上限料金の額の改正にあわせて、「84円」に改正。

◎郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

第三条（郵便に関する料金） 郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

（料金）

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

三 第一種郵便物（郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。）のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの（次号において「定形郵便物」という。）の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く。）。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金（第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を除き、郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金に限る。）を定め、あらかじめ、又はその実施後遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。これを変更するときも、同様とする。

6 第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定は、前項の料金について準用する。

7 （略）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

◎郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額は、八十二円とする。

◎民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）

（料金）

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金（一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。）を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと（一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く。）。)

二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十二條第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

◎民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）

（定形郵便物の料金の上限）

第二十三条 法律第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十二円とする。

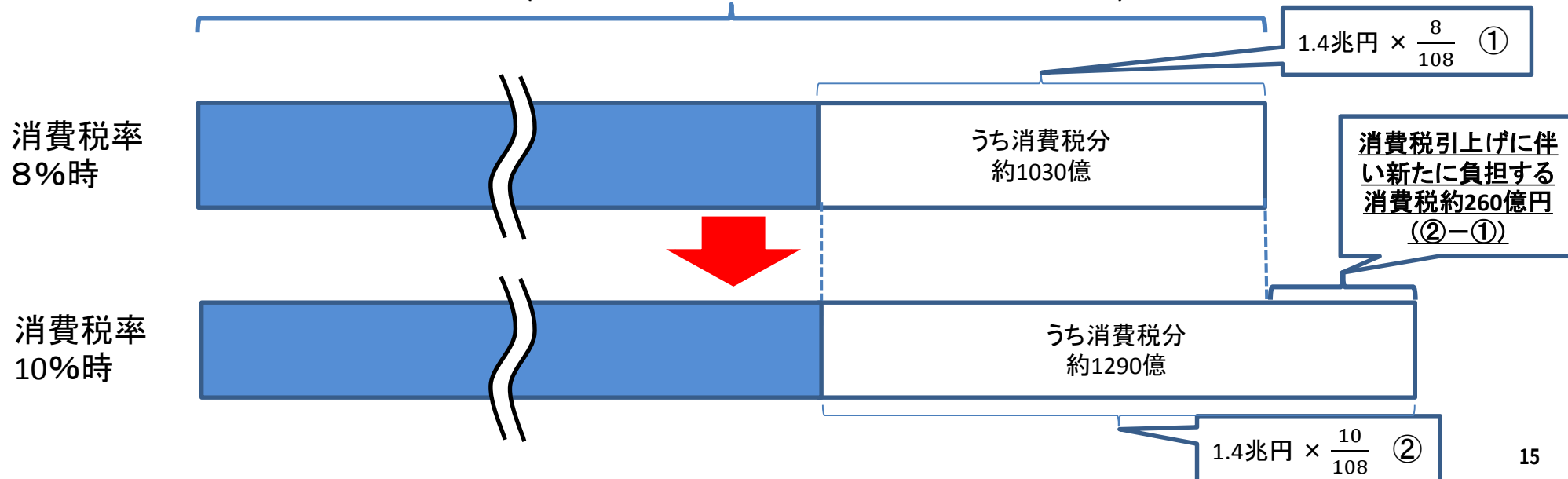
		第一種(封書)		第二種	備考
		定形		通常葉書	
		～25g	～50g		
国営時代 (郵政省)	昭和56. 1. 20～	60円	70円	30円	
	昭和56. 4. 1～	↓	↓	40円	
	平成元. 4. 1～	62円	72円	41円	消費税3%導入
	平成6. 1. 24～	80円	90円	50円	
	平成9. 4. 1～	↓	↓	↓	消費税5%に引上げ
民営化時代 (日本郵便株式会社)	平成26. 4. 1～	82円	92円	52円	消費税8%に引上げ
	平成29. 6. 1～	↓	↓	62円	年賀はがきの値上げは平成30年5月

試算として、2017年度の郵便物数を基準とし、2017年6月の第二種郵便物及び定形外郵便物の料金並びに2019年用年賀の料金改定を踏まえ、消費税引上前時点での営業収益＝約1.4兆円(税込み)を算出。

この1.4兆円は消費税8%分が含まれていることから、消費税率を2%引き上げることに伴う郵便事業の税負担増加額は以下のとおり約260億円となる。

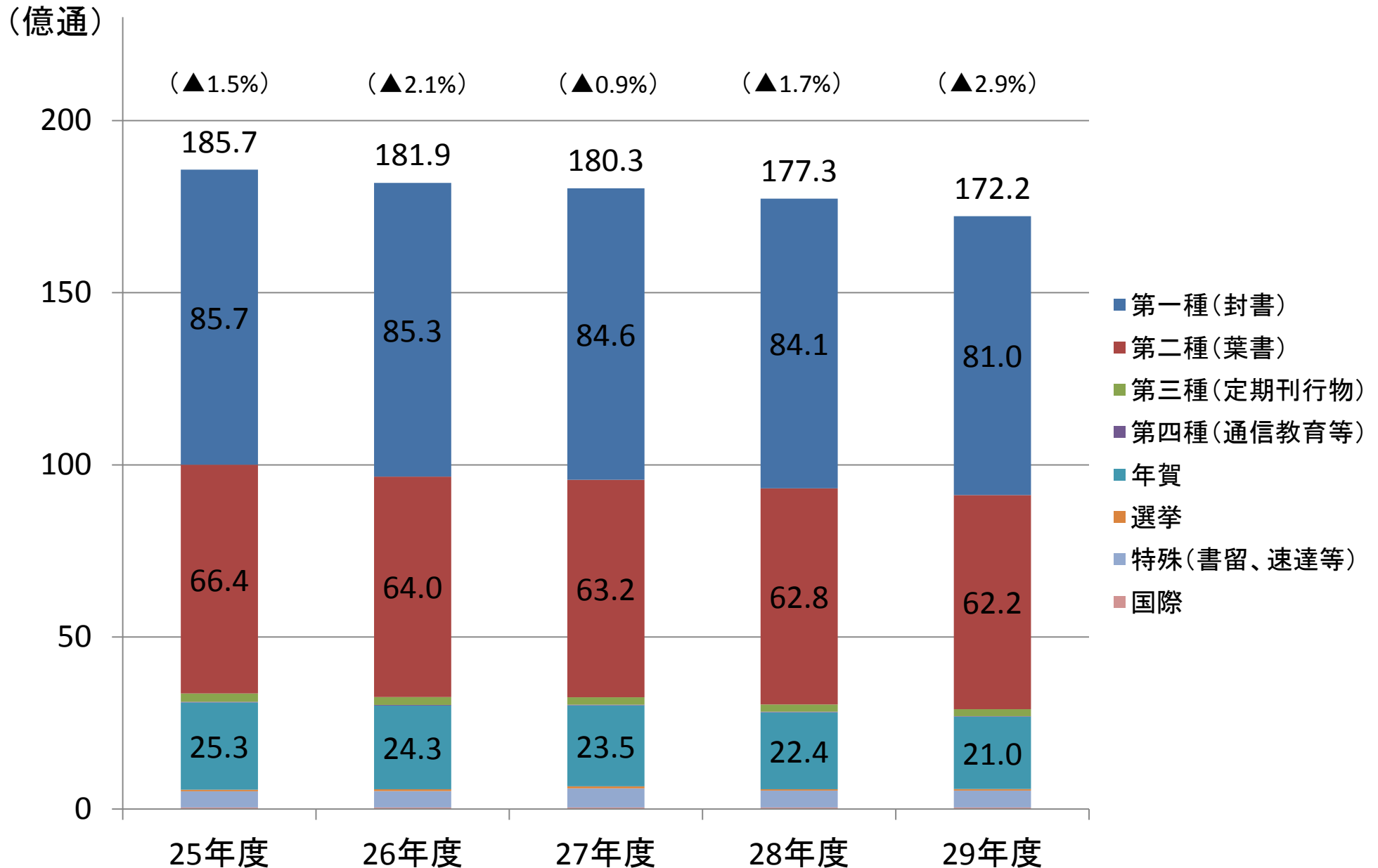
税負担増加額のイメージ図

営業収益約1.4兆円(消費税込の額。2017年物数ベースで試算)



(参考)引受郵便物数の推移

7



(参考)郵便事業の収支の状況(2017年度)

郵便物の種類等	営業収益	営業費用	営業損益
内国郵便業務	12,641	12,532	109
第一種郵便物（封書）	6,648	6,581	67
第二種郵便物（はがき）	4,031	4,119	△ 88
第三種郵便物（雑誌、新聞）	90	151	△ 61
第四種郵便物（通信教育等）	7	17	△ 10
法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物	1,056	1,001	54
法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物	810	663	146
国際郵便業務	996	863	133
通常郵便物	223	242	△ 19
小包郵便物	234	189	45
E M S 郵便物	539	432	107
合計	13,637	13,395	241

注：単位は億円。記載金額は、単位未満を四捨五入して表示

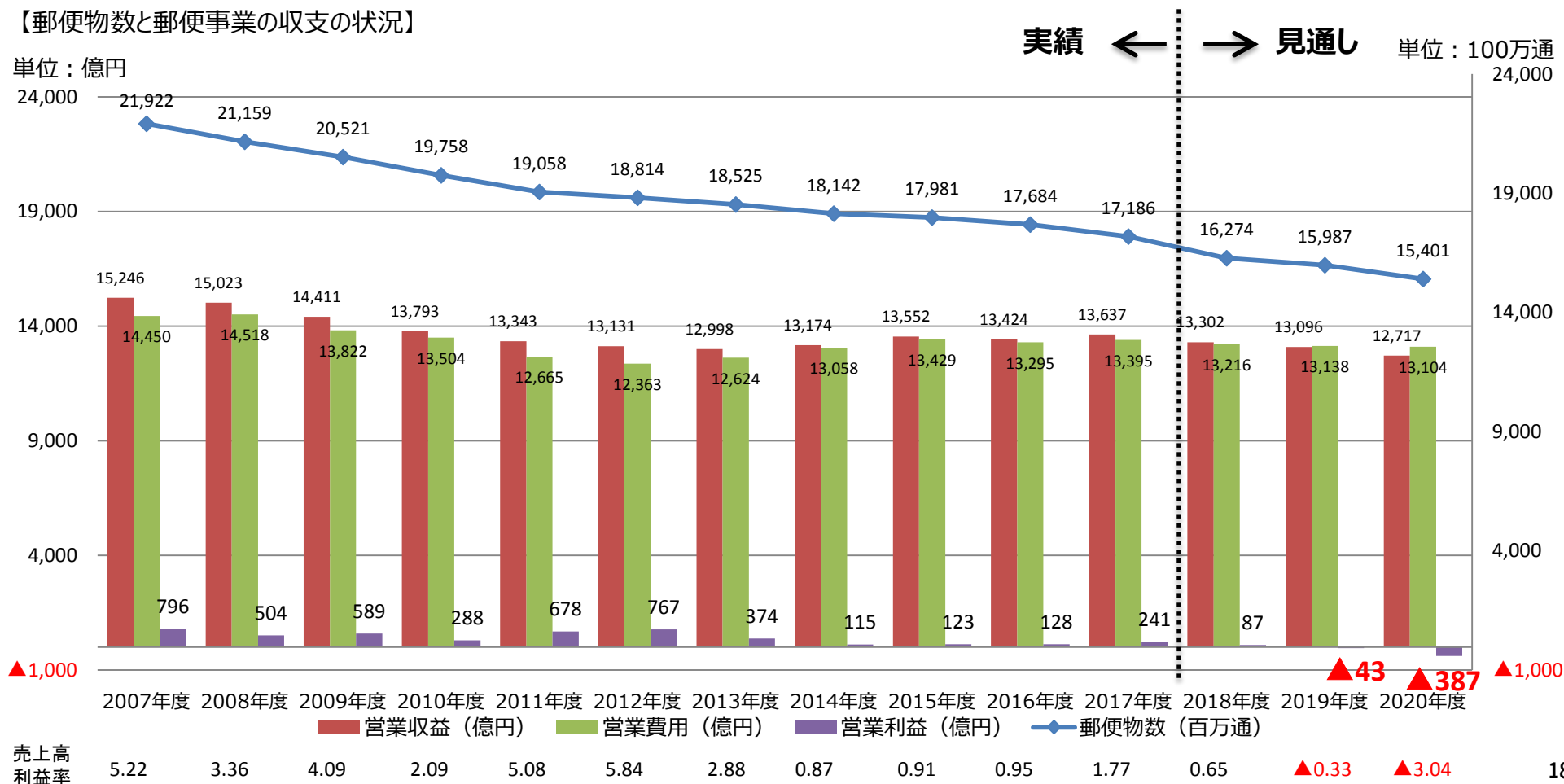
（参考）

- ・法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特種取扱とした郵便物。
- ・法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物は、上記以外の特殊取扱（速達等）とした郵便物。

(参考)郵便事業の収支見込み(郵便・物流セグメントのうち、郵便事業に係るものに限る)

- 郵便物数の減少に伴い、長期的な営業収益も減少トレンド。
- 2016年の料金割引見直しや、2017年の第二種郵便物の料金改定により、一時的に営業収益は増となったものの、郵便物の減少は今後も継続すること、労働需給の逼迫に伴う人件費単価の上昇や、厚生年金の保険料率の引上げ等各種制度的負担増加により、営業費用の増加が見込まれる。
- 日本郵便によれば2017年度で241億円となっている郵便事業の営業利益は、2019年度には▲40億円程度の赤字となり、2020年度には▲400億円程度の赤字(※)に拡大し、以後毎年200億円程度のペースで悪化すると想定しているところ。

【郵便物数と郵便事業の収支の状況】



The diagram illustrates the Japanese postal system's workflow and areas for improvement. It is divided into several stages:

- 引受け (Acceptance):** Mail is accepted at windows, postboxes, or collection points. Improvement: **集配拠点の見直し** (Review of collection points).
- 引受局 (Acceptance Office):** Mail is sorted, loaded, and cancelled. Improvement: **機械化・システム化** (Mechanization and systemization).
- 選別・取揃え・消印 (Sorting, Loading, and Cancellation):** Mail is sorted by size and cancelled. Improvement: **機械化・システム化** (Mechanization and systemization).
- 差立 (Sorting):** Mail is sorted by destination. Improvement: **機械化・システム化** (Mechanization and systemization).
- 地域区分局 (Regional Distribution Office):** Mail is sorted by region. Improvement: **ネットワーク再編** (Network restructuring).
- 配達局 (Delivery Office):** Mail is sorted by delivery point. Improvement: **ネットワーク再編** (Network restructuring).
- 配達 (Delivery):** Mail is delivered to households. Improvement: **業務の見える化による効率化** (Efficiency improvement through visible work).

Key improvements highlighted include:

- 機械化・システム化 (Mechanization and Systemization):** Improving sorting and cancellation processes.
- ネットワーク再編 (Network Restructuring):** Optimizing the delivery network.
- 集配拠点の見直し (Review of Collection Points):** Reducing costs and improving efficiency.
- 業務の見える化による効率化 (Efficiency Improvement through Visible Work):** Streamlining operations.
- 運送費削減 (Reduction of Transportation Costs):** Lowering costs through various means.

(参考) 日本郵便における合理化の取り組み

機械化・システム化、各種業務の見直し等

項目	内容	実施時期
機械化・システム化	新郵便番号制の実施	1997年度～
	区分機の増備	-
	区分機の性能向上	-
	転居処理システム化	2008年度～
業務の見える化による効率化	集配業務システム(DOSS)を活用した配達担当者の作業内容の「見える化」による集配業務の生産性向上	2013年度～
間接業務の見直し	24時間受付の機械自動音声による応答(IVR)、ドライバーコール(当日の不在配達に限る再配達用のドライバー専用の受付)の全国展開による業務の効率化	IVR 2010年度～ ドライバーコール 2011年度～
要員配置の見直し	郵便物の減少に応じた各郵便局における要員配置の見直し	-
集配拠点の見直し	集配拠点の集約化(4,696箇所 → 3,648箇所に22%減)	2006年度
郵便・物流ネットワークの再編	郵便物やゆうパック、ゆうメール等の地域区分郵便局(区分作業拠点)を集約し、機械処理率を高めることでネットワーク全体の生産性を大幅に向上	2013年度～

運送費、その他経費

項目	内容
運送費の削減	郵便物と荷物を混載することで効率的な運送を行うとともに、輸送情報システムの導入により荷量等運送便情報の把握、積載率向上の取組や荷量に応じたトラック車種の調整、送達日数を維持できる範囲での航空便からトラック便への切替に取り組む等、運送便の効率化を実施。
その他経費の抑制	・新規業者の参入奨励による競争入札の勧奨・強化、本社契約への集約等の契約方法や仕様書等の見直し ・節電の徹底・蛍光灯のLED化による消費電力の抑制など各種使用量の抑制 等

(1)趣旨・検討項目

少子高齢化、共稼ぎ等働き方の変化、週休二日の普及等ワークライフバランスの機運の高まり、eメール・eコマース等のICT化の進展など、郵便事業を取り巻く社会・経済環境の変化の中で郵便物数の減少と荷物の増加が続いている。このような動きを踏まえて、郵便サービス利用者ニーズの変化への対応と適切で安定的なサービスの提供に向け、郵便サービスのあり方について検討。

- (議論のポイント)
- ・ 社会環境の変化を踏まえた日本郵便に対する利用者のニーズの変化
 - ・ 利用者ニーズの変化を踏まえ日本郵便が重点を置くべきサービスや取組
 - ・ 限られた経営資源の中、日本郵便が利用者ニーズの変化に対応して郵便サービスを安定的に提供するための取組
 - ・ 働き方改革の進展を踏まえた日本郵便社員の働き方やそれに合わせた郵便サービスの在り方

(2)郵便サービスの安定的な確保のための方策(案)

以下の両面から具体的な方策の検討を進め、より利用者のニーズに寄り添った郵便サービスの安定的な提供を実現。

日本郵便の経営努力による対応

- ・ 受取利便性の向上等、利用者目線に立ったサービスの開発・改善
- ・ 郵便需要の拡大や郵便文化の振興
- ・ 業務運営の効率化、情報化、自動化等の推進
- ・ 業務の見直し等を通じた働き方改革の推進

制度的な対応(日本郵便からの要望)

- ・ 配達頻度の見直し(土曜日配達の休止)
- ・ 送達日数(原則3日間以内)の見直し(翌日配達の廃止)
- ・ 割引料金設定範囲(郵便区内特別郵便物)の拡大

※日本郵便は、要望の背景には労働環境改善の必要性和郵便事業の収支の赤字化(毎年約200億円のペースで収益減)があると説明

(3)スケジュール

- ・ 情報通信審議会郵政政策部会(郵便局活性化委員会)において、昨年8月30日から議論を開始。利用者団体、有識者等へのヒアリングやアンケート調査等を通じて議論を深めてきた。昨年11月に委員会で日本郵便が制度改正について要望を表明。
- ・ これまでの議論の内容等を論点整理案としてまとめ、郵便へのニーズや追加的な論点について3月9日から4月8日まで意見公募を実施。
- ・ 寄せられた意見や情報も踏まえ、今後意見集約に向けた議論を進めていく。答申時期は未定。

(日本郵便作成資料)

- 現行の週6日配達から週5日配達に変更した場合の人件費等の効果額を試算した結果、約535億円の効果が見込めるものと想定。
- 効果見込額については、郵便事業単体で見た場合の試算であり、実際は郵便事業の労働力を荷物分野にシフトさせることから、郵便・物流セグメント全体で見れば、この金額がすべて削減されるものではない。

○ 効果が見込まれるもの

種類	減要素	増要素	効果見込額
人件費	1 土曜日配達に必要な人員に係る人件費（下記図①） 2 土曜日配達に必要な人員に係る超過勤務手当（下記図①）	・ 土曜日配達休止に伴い増加する月曜配置人員分に係る人件費（下記図②）	約530億円
物件費	・ 土曜日配達に要する二輪車の総走行距離減少に係る燃料費（下記図①）	・ 土曜日配達休止に伴い増加する月曜日配置分に係る二輪車の総走行距離の増加分に係る燃料費（下記図②）	約5億円
計			約535億円

(参考) 見直しイメージ

	配達日等	火～金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
現行 日曜配達 休止	集配局	配達	配達 ①	(※)	配達



	配達日等	火～金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
		0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
改正 (例) 土日配達 休止	集配局	配達	配達休止 (※)	(※)	配達 ②

(※) 速達等、ゆうパックは配達

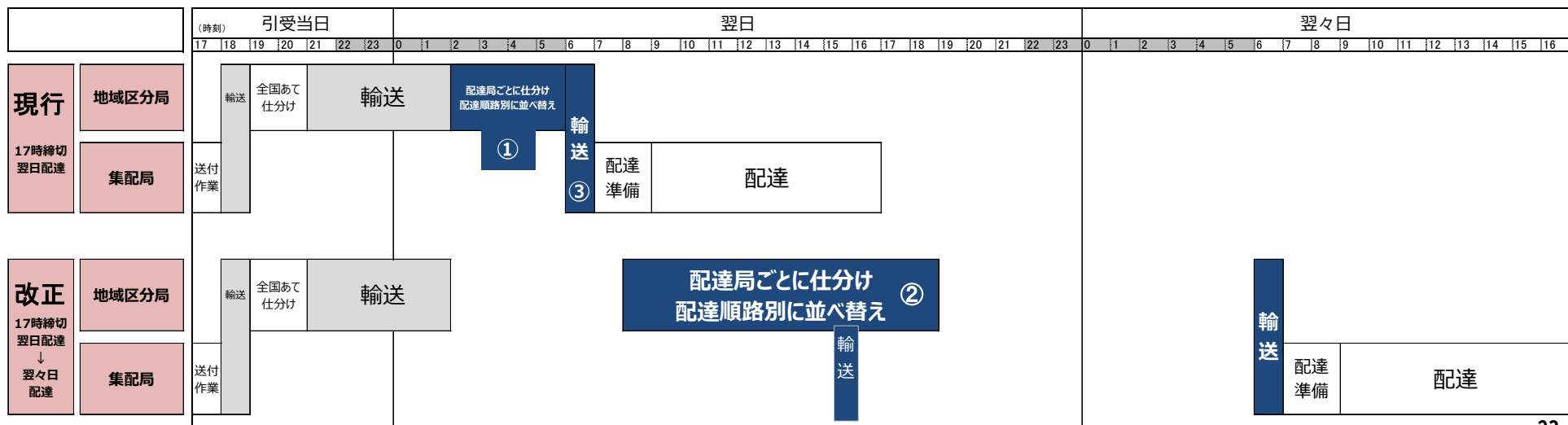
(日本郵便作成資料)

■ 現行の送達日数から1日繰り下げた場合の効果額を試算した結果、 約90億円の効果が見込めるものと想定。

○ 効果が見込まれるもの

種類	減要素	増要素	効果見込額
人件費	1 翌日配達に必要な夜勤・深夜勤手当分（下記図①の部分） 2 深夜帯から昼間帯への作業移行に伴い、作業の山を崩すことによる平準化効果による人件費減少分（下記図②の部分）	—	約75億円
物件費	・ 翌日配達のために必要な運送費分（下記図③の部分）	—	約15億円
計			約90億円

(参考) 見直しイメージ(集中処理エリアの場合)



「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：平成 31 年 4 月 6 日（土）から令和元年 5 月 10 日（金）まで

提出された意見の件数：9 件

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	本改正案について、改正の理由は妥当であり、本改正案に反対する理由はありません。 しかしながら、外国には日本の内国郵便料金よりも低額の国際郵便料金を設定している国もあり(例:大韓民国の 30g 以下の書状の国際航空郵便料金 690 ウォン≒69 円<改正案の日本の第一種郵便物料金 25g 以下 84 円)、その内外価格差を利用した外国の日本向け広告郵便物事業者に顧客を奪われ、日本の郵便事業者(日本郵便)の営業機会の逸失が広がる(更に言えば、当該国の収益拡大=日本側の一方的損失に繋がる)のではないかと懸念します。 実際にアメリカ合衆国のトランプ大統領は万国郵便連合からの離脱を示唆しており、その理由として中華人民共和国との郵便料金の不均衡を挙げているとの報道があります。郵便料金の内外価格差の不均衡是正について政府として積極的関与を求めます。 付言しますが、日本郵便は国際文通週間、あるいは国際グリーティングとして内国郵便料金と国際郵便料金の差額の特殊切手(昨年は 8 円)を発行しています。報道によると今般の改正に伴い、書状の料金を 82 円から 84 円、葉書のそれは 62 円から 63 円に改定されるということです。日本郵便におかれては、この差額切手の継続的な発行、とりわけ料金改定に伴う不均衡が生じない額面での発行を願います。	本改正案に賛成の御意見として承ります。 また、日本郵便株式会社における内国郵便料金と国際郵便料金の差額切手の継続的な発行に係る御意見については、本改正案が郵便料金に消費税率引上げ分を適正かつ円滑に転嫁できるようにするためのものですので、今後の参考意見として承ります。 なお、郵便料金の内外価格差の不均衡是正に係る御意見につきましては、本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。 万国郵便条約第 12 条において、ご指摘のような内外価格差を利用して外国から差し出された通常郵便物について、日本郵便は日本国内での配達義務を負わず、差出国の郵便事業者が内国料金との差額を支払わない場合返送する	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	《個人》	ことができるとされております。	
2	郵便切手は 非課税であるべきです。新聞は軽減税率なのに、なぜでしょうか。 国民生活に大きく関わり 企業活動にも使われる大切な国民サービスです。 消費税導入前の 40 円／60 円に戻すべきです。 《匿名》	郵便に対する消費税は、消費税導入時より、郵便の役務の段階で課税することとされています。また、税込の料金分の郵便切手を貼付して差し出すことができますこととなっております。 なお、消費税法第 6 条及び別表第 1 第 4 号の規定により、郵便料金の納付に使用する郵便切手類の購入そのものに対しては非課税となっております。	なし
3	今回の値上げは消費税増という外部要因であり、郵便制度維持の重要性を考えれば妥当だと思います。 《個人》	本改正案に賛成の御意見として承ります。	なし
4	参考資料にもあるとおり、郵便料金は、年賀はがきも含めて、近年、値上げを繰り返している。なお、土曜日の配達をとりやめることも検討してゆくとの報道もある。そのような、値上げとサービスの低下がどんどんすすむ中、値段だけはしっかりとあげようとする動きは言語道断であり、断固反対である。まず、コスト削減に努めるべきだ。 《匿名》	消費税については、政府全体の方針として、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされています。今回の上限料金の改正は、そのために必要な措置を講ずるものであると考えます。	なし
5	封書、葉書の値上げは消費税増税分の転嫁としてやむを得ないことではありますが、葉書の値上げが行われてまだ日が浅く、普段使用しなければ今料金が何円なのか把握することも難しくなるかと思えます。将来また諸コストの転嫁のために値上げが行われることも十分に考えられるので、あまり頻繁に上げられると現在所有している切手にまた差額を足さなければ	本改正案に賛成の御意見として承ります。 また、無額面切手、永久保証切手に係る御意見につきましては、本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	ならないと頭を悩ませております。今後の値上げを想定してみると、わが国でも諸外国の一部で発行されている「無額面切手」「永久保証切手」と呼ばれる切手の発行が行われればその煩雑さを緩和することができるのではないかと思います。 また、一つ危惧していることがあります。将来また何らかの形で転嫁する必要性が出た時、次もまた省令の改正をもって改訂を行うのですが、「国民の負担能力」は向上しているとも言えず、転嫁され続けていけば将来的には「国民生活において果たしている役割」を担えなくなる可能性もあるように思います。あまり計算上の額そのままに設定するべきではないのではないのでしょうか。 《個人》	なお、消費税については、政府全体の方針として、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされており、そのために必要な措置を講ずるものであると考えます。	
6	消費増税に伴う料金変更に反対します。消費税制導入後その都度変更されてきていますが、増税比率を上回る繰り上げ改定がいつも行われており、わずかな比率ながらも便乗的な印象があります。また平成6年には30%弱の大幅な値上げがされていることを忘れてはならない。このときの激変緩和のためにも増税イコール値上げで望むのではなく、信書市場に競争原理がないことの弊害と認識されないよう今回は自粛する姿勢を見せてもらいたい。端数の切手の取り扱いや購入済みの切手等で混乱が起きることも前回証明済みです 《匿名》	消費税については、政府全体の方針として、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされています。今回の上限料金の改正は、そのために必要な措置を講ずるものであると考えます。	なし
7	郵便サービスは公共性の高いサービスであり、郵便料金の改定を行うことは、国民生活、企業活動等に少なからず影響を及ぼすものと認識している。 一方で、郵便の減少傾向は残念ながら続いているが、配達箇所数の増加や、対面配達を要する郵便物は増加傾向にあり、再配達となるケー	本改正案に賛成の御意見として承ります。	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	スも増加するなど、配達業務に係る負担は増大している。そして、それは営業費用の増大にもつながっている。 こうした営業費用の増大への対応は料金改定に依ることなく、郵便の基本料金は消費税引上げに伴う料金改定を除き、実質的に１９９４年以降据え置いたままである。そのため、ＪＰ労組も、会社による利用者目線に立ったサービスの開発・改善に積極的にかかわるとともに、労働組合の立場から現場で働く者の意見を集約し、ＢＰＲに関する具体的な提言を行うなど、労使で連携して生産性の向上に取り組むなどしてきた。さらには、営業費用のうち比較的多くの割合を占める正社員の賃金水準も抑制的に推移させてきた。つまり、こうした取り組みにより、何とか一定の営業利益を確保してきた状況にある。 そもそも、郵便料金は法律により「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」とする総括原価方式をとることが定められており、すなわち大幅な利潤を得られるような料金とはなっていない。その上で、２０年前と比べて現在の配達業務に係る負担が増大しているなか、実質的に据え置かれている郵便の基本料金が、適正な原価を償い、適正な利潤を含む郵便の基本料金となっているとは考えにくい。私たちは、まずはそのために郵便の基本料金の引上げをはかるべきと考えるが、現在の郵便の利用動向等からも料金の値上げはさらなる利用減少を招くリスクを高めるものと認識せざるを得ず、慎重に検討を進める必要があると考えている。 しかし、郵便の減少傾向は今後も続くと想定され、荷物等を除いた郵便事業単体では、２０１９年度はマイナス５０億円、２０２０年度は		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	マイナス３７０億円の収支見通しとなっている。そうした状況の下、今回提案されている郵便料金の改定が行われないとすれば、さらに営業損益は悪化する。 よって、今回提案されている郵便料金の改定は、「税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」との政府方針を踏まえたものであり必要最低限の料金改定であることから、案のとおり措置を講じるべきと考える。 《日本郵政グループ労働組合》		
8	特段の反対は無い。 《個人》	本改正案に賛成の御意見として承ります。	なし

情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会 委員名簿

令和元年5月31日 現在

氏 名		主 要 現 職
分科会長	ひぐち きよひで 樋口 清 秀	早稲田大学国際学術院 教授
分科会長 代理	ふたむら まりこ 二村 真 理 子	東京女子大学現代教養学部 教授
委 員	ささき ゆり 佐々木 百 合	明治学院大学経済学部 教授
"	しまむら ひろゆき 島 村 博 之	全日本印刷工業組合連合会 顧問、 六三印刷株式会社 代表取締役 会長
"	すが みちよ 菅 美 千 世	公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与・元理事長
"	せいの きくこ 清野 幾 久 子	明治大学専門職大学院法務研究科 教授
"	たがや かずてる 多賀谷 一 照	千葉大学 名誉教授
"	ふじさわ くみ 藤 沢 久 美	シンクタンク・ソフィアバンク 代表

(五十音・敬称略)